

**平成 2 3 年第 4 回 泉南市議会定例会議案書**

## 議案一覧表

(平成23年12月7日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	1
議案	2	泉南市公平委員会委員の選任について	5
議案	3	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	9
議案	4	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	13
議案	5	人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて	17
議案	6	指定管理者の指定について	21
議案	7	指定管理者の指定について	25
議案	8	指定管理者の指定について	29
議案	9	特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案	10	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	37
議案	11	泉南市男女共同参画推進条例の制定について	51
議案	12	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	61

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	13	泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	65
議案	14	泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	69
議案	15	平成23年度大阪府泉南市一般会計補正予算(第3号)	73
議案	16	平成23年度大阪府泉南市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	97
議案	17	平成23年度泉南市水道事業会計補正予算(第2号)	107

議案第 1 号

## 泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 7 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所	泉南市中小路二丁目 5 7 5 番地
氏 名	藪 内 進（やぶうち すすむ）
生年月日	昭和 3 2 年 8 月 2 5 日
職 業	自営業

### 提案理由

藪内進氏は、平成 2 3 年 1 2 月 2 4 日をもって任期満了となるが、教育委員会委員として最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

## 議案第1号参考

### 藪内進氏 経歴

昭和56年	3月	京都産業大学法学部法律学科卒業	
同	56年	3月	株式会社太陽入社
平成	4年	6月	株式会社渡守建設入社
同	14年	11月	三井住友海上火災保険株式会社代理店開業（現在に至る。）
同	14年	9月	保護司（現在に至る。）
同	15年	4月	泉南市交通対策指導員（現在に至る。）
同	22年	9月	泉南市教育委員会委員（現在に至る。）

## 議案第 2 号

### 泉南市公平委員会委員の選任について

次の者を泉南市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 7 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 藤井寺市小山四丁目 3 番 9 号  
氏 名 佐 野 隆 久（さの たかひさ）  
生年月日 昭和 3 4 年 4 月 1 2 日  
職 業 弁護士

#### 提案理由

磯野英徳氏が、平成 2 3 年 1 2 月 2 3 日をもって任期満了となるため、同委員の後任の公平委員会委員として佐野隆久氏を最適任者と認め、選任したいので提案するものである。

## 議案第2号参考

### 佐野 隆久 氏 経歴

昭和58年 3月	同志社大学法学部法律学科卒業
同 58年 4月	大阪府事務吏員採用
平成10年10月	司法試験合格
同 11年 3月	大阪府退職
同 12年10月	大阪弁護士会登録、近畿中央法律事務所勤務
同 13年 1月	弁理士登録
同 14年 4月	近畿中央法律事務所退職
同 14年 5月	佐野・吉田法律特許事務所を開設
同 16年11月	税理士登録
同 20年11月	南森町佐野法律特許事務所に名称変更（現在に至る）

議案第 3 号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 23 年 12 月 7 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 泉南市樽井五丁目 2 番 3 号  
氏 名 真 鍋 正 子 (まなべ まさこ)  
生年月日 昭和 12 年 9 月 16 日  
職 業 無 職

提案理由

真鍋正子氏は、平成 24 年 6 月 30 日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再推薦したいので、意見を求めるものである。

### 議案第3号参考

#### 真鍋正子氏 経歴

昭和31年	3月	岐阜県立岐阜高等学校卒業
同 33年	3月	家政専門学校常盤女学院（名古屋市）卒業
同 63年	4月	泉南市婦人団体協議会会長
同 63年	4月	泉南市社会福祉協議会理事
同 63年	4月	泉南市総合福祉文化センター推進委員
同 63年	7月	泉南市総合計画審議会委員
平成 元年	9月	泉南市人権擁護委員（現在に至る。）
同 4年	3月	泉南市女性問題懇話会委員
同 5年	4月	岸和田人権擁護委員協議会常務委員
同 7年	4月	泉南市社会教育委員（現在に至る。）
同 8年	8月	人権調整専門委員（現在に至る。）
同 13年	4月	岸和田人権擁護委員協議会副会長
同 13年	5月	大阪府人権擁護委員連合会理事
同 14年	5月	大阪府人権擁護委員連合会監事
同 19年	4月	泉南市人権啓発推進協議会副会長（現在に至る。）
同 19年	7月	泉南市社会教育委員会議議長（現在に至る。）
同 23年	7月	大阪府社会教育委員連絡協議会副会長（現在に至る。）

議案第4号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成23年12月7日提出

泉南市長 向井通彦

住 所 泉南市男里五丁目5番20号  
氏 名 古谷美枝子(ふるや みえこ)  
生年月日 昭和23年5月30日  
職 業 無 職

提案理由

古谷美枝子氏は、平成24年6月30日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再推薦したいので、意見を求めるものである。

## 議案第4号参考

### 古谷 美枝子 氏 経 歴

昭和42年	3月	福岡県立若松商業高等学校卒業	
同	42年	4月	株式会社山善勤務
同	46年	9月	株式会社山善退職
平成	3年	4月	雄信地区婦人会副会長
同	6年	4月	雄信地区婦人会会長
同	6年	4月	泉南市婦人団体協議会書記
同	8年	1月	泉南市人権擁護委員（現在に至る。）
同	11年	6月	子どもの人権専門委員
同	19年	4月	岸和田人権擁護委員協議会常務委員
同	23年	5月	泉南市男女共同参画推進懇話会委員（現在に至る。）

議案第 5 号

人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

平成 23 年 12 月 7 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

住 所 泉南市新家 2787 番地の 70  
氏 名 平 田 政 美 ( ひ ら た ま さ よ し )  
生年月日 昭和 16 年 9 月 3 日  
職 業 無 職

提案理由

平田政美氏は、平成 24 年 6 月 30 日をもって任期満了となるが、人権擁護委員として最適任者と認め再推薦したいので、意見を求めるものである。

## 議案第 5 号参考

### 平 田 政 美 氏 経 歴

昭和 4 0 年	3 月	近畿大学理工学部卒業
同 4 0 年	4 月	堺市採用
同 4 9 年	4 月	堺市同和主担者
平成 元 年	4 月	泉南市青少年指導員
同 7 年	4 月	泉南市新家東区長
同 1 1 年	4 月	泉南市新家地区区長連絡協議会副会長
同 1 1 年	4 月	泉南市区長連絡協議会会計監査
同 1 1 年	4 月	泉南市新家地区福祉委員会副委員長
同 1 3 年	4 月	泉南市青少年指導員
同 1 4 年	4 月	泉南市新家地区福祉委員会幹事
同 1 5 年	1 月	泉南市人権擁護委員（現在に至る。）
同 1 5 年	4 月	泉南市新家東区長
同 1 5 年	4 月	泉南市新家地区区長連絡協議会会長
同 1 5 年	4 月	泉南市区長連絡協議会副会長
同 1 9 年	4 月	泉南市新家東区長
同 2 2 年	4 月	岸和田人権擁護委員協議会常務委員
同 2 2 年	4 月	岸和田人権擁護委員協議会監事

## 議案第6号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

泉南市長 向 井 通 彦

- 1 管理を行わせる公の施設  
泉南市立文化ホール
- 2 指定管理者となる団体  
兵庫県神戸市中央区海岸通6番地  
国際ライフパートナー株式会社  
代表取締役社長 徳田 英治
- 3 指定の期間  
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 議案第6号参考

### 国際ライフパートナー株式会社の概要

設立年月日 昭和47年11月10日

団体の目的 事業を通じて社会奉仕をする精神に基づき、安全産業としてやすらぎの社会の創造をめざし、社会貢献をすることを目的とする。

業務の概要 人的及び機械警備の業務、建物総合管理、各種メンテナンス業務の環境管理及び企画運営、公の施設の指定管理による運営、駐車場及び有料道路の経営企画運営及び管理業務等

指定管理実績 大阪府、奈良県及び兵庫県の地方公共団体 公の施設10市16か所

資本金 1,000万円

議案第7号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成23年12月7日提出

泉南市長 向 井 通 彦

- 1 管理を行わせる公の施設  
泉南市立市民体育館  
泉南市立双子川テニスコート  
泉南市民球場
- 2 指定管理者となる団体  
大阪府泉南市樽井二丁目26番1号  
泉南市体育協会  
代表者名 会長 大西 直行
- 3 指定の期間  
平成24年4月1日から平成29年3月31日まで

## 議案第7号参考

### 泉南市体育協会の概要

設立年月日 昭和31年4月1日

団体の目的 市民の体力向上とアマチュアスポーツ精神の高揚をはかり、心身共に健全なる人間育成及び体育諸団体の育成と連絡協議をはかることを目的とする。

事業の概要 各競技協会の育成指導、スポーツ少年団の育成指導、各競技種目別指導者講習会、各競技別市民大会、体育に関する講習会及び研修会、対外試合に市を代表する競技者及び役員を選定と派遣、体育スポーツ関係功労者の表彰等

## 議案第 8 号

### 指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 3 年 1 2 月 7 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

- 1 管理を行わせる公の施設  
泉南市立鳴滝第 1 保育所
- 2 指定管理者となる団体  
東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地  
株式会社ニチイ学館  
代表取締役社長 齊 藤 正 俊
- 3 指定の期間  
平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日まで

## 議案第8号参考

### 株式会社ニチイ学館の概要

設立年月日 昭和48年8月2日

団体の目的 医療、ヘルスケア、教育の3事業を柱とするなかで業務領域を保育事業等へと拡大し、総合生活支援企業として事業展開することで、「明るく豊かな生活への貢献」を目指している。

業務の概要 認可保育所4箇所（富山県上市町立弓庄保育所、愛媛県松山市立石井保育園など3箇所）の運営、自治体助成保育所4箇所（東京都2箇所、千葉市、柏市）の運営、奈良市地域子育て支援センター、奈良市ファミリーサポートセンターを運営している。また、医療関連業務、介護サービス事業及び医療介護等に関する各種講座等教育事業を行っている。

資本金 119億3,300万円

議案第9号

特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年12月7日提出

泉南市長 向井通彦

提案理由

平成23年10月4日に市長に提出された泉南市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するため、加えて本市の財政状況を勘案し、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間、給与支給額を減額するために、本条例を提案するものである。

## 特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給料に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年泉南市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成19年4月1日」を「平成24年4月1日」に、「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「910,000円」を「850,000円」に、「773,500円」を「765,000円」に、「780,000円」を「720,000円」に、「663,000円」を「655,200円」に改める。

別表中「

市長	910,000円
副市長	780,000円

」を

「

市長	850,000円
副市長	720,000円

」に改める。

(泉南市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和31年泉南市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条中「710,000円」を「650,000円」に改める。

附則第2項中「平成19年4月1日」を「平成24年4月1日」に、「平成24年3月31日」を「平成29年3月31日」に、「710,000円」を「650,000円」に、「624,800円」を「617,500円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第10号

## 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年12月7日提出

泉南市長 向井通彦

### 提案理由

平成23年人事院勧告に準じ、本市一般職の職員の給与改定について所要の措置を講じるとともに、平成22年10月から実施している給与削減措置と当該人事院勧告に準じて実施する給与改定との調整を図る必要から本条例を提案するものである。

## 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年泉南市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条の2各号列記以外の部分中「再任用職員等の」を削り、同条第1号中「第28条の6第1項又は任期付採用条例第2条」を「第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」に、「、第28条の6第1項に規定する給料表の再任用職員等」を「に規定する給料表の再任用職員」に改め、同条第2号中「法第28条の5第1項、第28条の6第2項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第3条の規定により採用された職員」を「前2号のうち法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」に、「前号」を「前2号」に改め、「その者の属する職務の級に応じた」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項及び任期付採用条例第2条又は第3条の規定により採用された職員 その者に適用される前条第1項に規定する給料表の任期付職員の項に定める給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

一般職給料表

(単位:円)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							

再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,400
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	424,700
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	426,900
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	429,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	431,200
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	433,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	435,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	437,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	439,500
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	441,400
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	443,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	445,400
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,000	447,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,000	449,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	409,900	450,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	411,800	452,700

21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	413,700	454,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	415,500	456,000
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	417,400	457,500
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	419,400	459,000
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	421,300	460,500
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	422,800	461,900
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	424,400	463,300
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	426,000	464,600
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,100	427,600	465,600
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	380,900	428,900	466,400
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	382,700	430,200	467,200
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	384,400	431,500	468,000
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,200	432,700	468,700
34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	387,600	434,000	469,500
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	389,200	435,300	470,300
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	390,800	436,500	471,100
37	191,600	248,000	290,100	336,500	363,800	392,400	437,800	471,900
38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,100	393,600	438,700	472,700
39	194,200	251,200	293,700	340,500	366,500	394,800	439,600	473,500
40	195,500	252,800	295,500	342,500	367,900	396,000	440,500	474,300

41	196,900	254,200	297,400	344,400	369,400	397,100	441,100	475,100
42	198,200	255,600	299,100	346,300	370,300	398,300	441,900	475,800
43	199,500	257,000	300,800	348,200	371,400	399,500	442,600	476,600
44	200,800	258,400	302,500	350,100	372,500	400,700	443,400	477,400
45	202,000	259,700	304,200	351,600	373,400	401,400	444,200	478,200
46	203,300	261,100	305,900	353,100	374,300	402,100	445,000	
47	204,600	262,500	307,600	354,600	375,200	402,800	445,800	
48	205,900	263,900	309,300	356,100	376,100	403,500	446,600	
49	207,100	265,200	310,600	357,800	377,100	404,200	447,200	
50	208,200	266,400	312,200	358,700	377,900	404,900	448,000	
51	209,300	267,700	313,800	359,900	378,700	405,600	448,800	
52	210,400	269,000	315,400	360,900	379,500	406,300	449,600	
53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800	451,000	
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500	451,800	
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200	452,600	
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800	453,200	
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500	454,000	
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200	454,800	
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900	455,600	

61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500	456,200	
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200		
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900		
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400		
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100		
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800		
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500		
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000		
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600	420,700		
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300	421,400		
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000	422,100		
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400	422,600		
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100			
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800			
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500			

81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000			
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700			
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400			
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100			
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600			
86	239,700	294,800	343,200	383,900				
87	240,400	295,100	343,700	384,500				
88	241,100	295,500	344,200	385,100				
89	241,900	295,800	344,600	385,800				
90	242,400	296,200	345,100	386,400				
91	242,900	296,600	345,600	387,000				
92	243,400	297,000	346,100	387,600				
93	243,700	297,100	346,300	388,300				
94		297,500	346,800					
95		297,900	347,300					
96		298,300	347,800					
97		298,500	347,900					
98		298,900	348,400					
99		299,300	348,900					
100		299,700	349,400					

101		299,900	349,700					
102		300,300	350,100					
103		300,700	350,500					
104		301,100	350,900					
105		301,300	351,400					
106		301,600	351,800					
107		302,000	352,200					
108		302,400	352,600					
109		302,600	353,100					
110		303,000	353,500					
111		303,400	353,900					
112		303,700	354,200					
113		303,800	354,700					
114		304,200						
115		304,600						
116		305,000						
117		305,200						
118		305,500						
119		305,800						
120		306,100						

	121		306,500						
	122		306,800						
	123		307,100						
	124		307,400						
	125		307,800						
再任用職員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400
任期付職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第2（第3条関係）

### 教育職給料表

（単位：円）

職員の 区分	級	1級	2級	3級								
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	9	162,200	181,700	309,900	19	184,300	203,100	335,200
再任用 職員及 び任期 付職員 以外の 職員	1	148,800	164,400	285,600	10	164,300	184,500	312,800	20	186,800	204,800	337,500
	2	150,300	166,500	288,700	11	166,300	187,200	315,700	21	189,300	206,600	339,800
	3	151,800	168,600	291,800	12	168,300	189,900	318,600	22	191,000	208,500	342,100
	4	153,300	170,800	294,900	13	170,300	192,800	321,400	23	192,700	210,400	344,400
	5	154,900	172,800	297,600	14	172,500	194,500	323,700	24	194,400	212,300	346,700
	6	156,800	175,000	300,700	15	174,700	196,200	326,000	25	195,900	214,000	348,900
	7	158,600	177,200	303,800	16	176,900	197,900	328,300	26	197,500	216,000	350,800
	8	160,400	179,400	306,900	17	179,200	199,700	330,600	27	199,100	218,000	352,700
					18	181,800	201,400	332,900	28	200,700	220,000	354,600

29	202,400	221,900	356,500
30	204,100	224,600	358,400
31	205,800	227,300	360,200
32	207,500	230,000	362,100
33	209,000	232,800	363,900
34	210,700	235,700	365,700
35	212,400	238,600	367,500
36	214,100	241,500	369,300
37	215,700	244,300	371,200
38	217,400	247,100	372,800
39	219,100	249,900	374,400
40	220,800	252,700	376,000
41	222,600	255,500	377,400
42	224,400	258,100	378,900
43	226,200	260,700	380,400
44	228,000	263,300	381,900
45	229,900	265,700	383,500
46	231,600	268,300	385,100
47	233,300	270,800	386,700
48	235,000	273,300	388,300

49	236,700	275,800	389,800
50	238,400	278,400	391,300
51	240,100	281,000	392,800
52	241,800	283,600	394,300
53	243,100	286,100	395,500
54	244,800	288,700	396,800
55	246,400	291,200	397,900
56	248,100	293,700	399,100
57	249,600	296,000	400,600
58	251,100	298,700	401,800
59	252,600	301,400	403,100
60	254,100	304,100	404,400
61	255,700	306,600	405,700
62	257,200	309,100	406,800
63	258,700	311,600	408,200
64	260,100	314,100	409,600
65	261,400	316,500	410,800
66	263,000	318,700	411,900
67	264,600	320,900	413,100
68	266,100	323,100	414,300

69	267,800	325,400	415,300
70	269,300	327,600	416,500
71	270,800	329,800	417,700
72	272,300	331,900	418,900
73	273,600	334,100	419,800
74	274,900	336,300	420,600
75	276,200	338,500	421,400
76	277,500	340,700	422,200
77	278,900	342,700	422,900
78	280,100	344,600	423,700
79	281,300	346,500	424,500
80	282,500	348,400	425,300
81	283,800	350,200	426,100
82	285,000	352,000	426,800
83	286,200	353,800	427,400
84	287,400	355,600	428,100
85	288,500	357,100	428,800
86	289,500	358,800	429,500
87	290,500	360,500	430,200
88	291,500	362,100	430,900

89	292,600	363,800	431,600
90	293,500	365,100	432,300
91	294,400	366,500	433,000
92	295,300	367,900	433,700
93	295,800	369,400	434,200
94	296,600	370,700	
95	297,400	372,000	
96	298,200	373,300	
97	299,100	374,300	
98	299,900	375,300	
99	300,700	376,300	
100	301,500	377,300	
101	302,400	378,400	
102	302,900	379,400	
103	303,400	380,400	
104	303,900	381,400	
105	304,100	382,300	
106	304,500	383,200	
107	304,800	384,100	
108	305,100	385,100	

109	305,300	386,000	
110	305,600	387,000	
111	305,900	388,000	
112	306,200	389,000	
113	306,400	389,600	
114	306,600	390,500	
115	306,800	391,400	
116	307,100	392,300	
117	307,400	393,200	
118	307,700	394,000	
119	308,000	394,800	
120	308,300	395,600	
121	308,400	396,300	
122	308,700	397,100	
123	309,000	397,900	
124	309,300	398,700	
125	309,500	399,400	
126		400,100	
127		400,800	
128		401,500	

129		402,200	
130		402,900	
131		403,600	
132		404,300	
133		404,600	
134		405,200	
135		405,800	
136		406,400	
137		406,800	
138		407,400	
139		408,000	
140		408,600	
141		409,000	
142		409,600	
143		410,200	
144		410,800	
145		411,200	
146		411,800	
147		412,400	
148		413,000	

	149		413,400	
再任用 職 員		212,300	262,900	296,200
任期付 職 員		212,900	263,700	297,200

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、  
教諭その他の職員で規則に定める者に  
適用する。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年泉南市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第1号中「100分の99.59」を「100分の99.1」に、同項第2号中「100分の99.83」を「100分の99.34」に改める。

（一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成22年泉南市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成26年9月30日」を「平成26年8月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

議案第 1 1 号

## 泉南市男女平等参画推進条例の制定について

泉南市男女平等参画推進条例を別紙のように定める。

平成 2 3 年 1 2 月 7 日

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

男女平等参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民、教育関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女平等参画施策の推進に関する基本的な事項を定めるため、本条例を提案するものである。

## 泉南市男女平等参画推進条例

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を基本にした国際社会の動きと連動して、男女平等の実現に向けて様々な取組が着実に進められ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、総合的かつ計画的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」が制定された。

泉南市においては、平成14年3月に「せんなん男女平等参画プラン」を策定し、様々な施策を推進してきたが、社会のあらゆる分野において性別による固定的役割分担や社会慣行は依然として根強く残っており、仕事と家庭の両立、女性に対する暴力の防止など男女平等参画社会の実現のために解決すべき多くの課題が残されている。

また、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力があり安心して暮らすことができる社会を実現するために、男女平等を基本として、自らの意思によって、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる男女平等参画社会の実現が重要となっている。

ここに、泉南市は、男女平等参画の推進を主要な政策として位置付け、男女平等参画社会の実現を目指すために、市、市民、教育関係者及び事業者が一体となって男女平等参画のまちづくりに積極的に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女平等参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民（本市の区域内に通勤し、又は通学する者を含む。以下同じ。）、教育関係者（学校教育、社会教育その他あらゆる分野の教育に携わる者をいう。以下同じ。）及び事業者（本市の区域内において事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。以下同じ。）の責務

を明らかにするとともに、男女平等参画施策の推進に関する基本的な事項を定めることにより、男女平等参画の推進を総合的かつ計画的に行い、もって男女平等参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

男女平等参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)又は配偶者であった者その他これに準ずる親しい関係にある者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

セクシュアル・ハラスメント 職場、学校、地域等の社会的関係において、相手の意に反した性的な言動をすることによりその者の生活環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

性同一性障害 生物学的な性と性の自己意識が一致しないことにより、精神的な葛藤を抱え、家庭生活及び社会生活における活動に困難が生じている状態をいう。

性的指向 性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれかに向かうのかを示す概念をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的又は間接的に性別及び性的指向による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。

男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他あらゆる人の人権についても尊重されること。

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼさないよう見直されること。

市における政策又は事業者その他民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が平等に参画する機会が確保されること。

家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、共に家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に参画し、両立できること。

男女平等参画についての取組は、国際社会における取組と密接な関係を有しているため、国際的動向に留意し、協調して行うこと。

男女が互いに身体的な特徴についての理解を深め、健康の保持を図り、生涯にわたる性と生殖に関する事項について、自らが決定する権利が尊重されること。

女性に対する暴力は、女性の人権に対する侵害であることから、女性に対する暴力が根絶されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)に基づき、男女平等参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女平等参画を推進するため、あらゆる施策の策定と実施において、男女平等参画社会の実現に配慮しなければならない。

3 市は、男女平等参画の推進に当たり、国及び他の地方公共団体と連携し、市民、教育関係者及び事業者と協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、社会のあらゆる分野において積極的に男女平等参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女平等参画の推進を図るよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、事業活動を行うに当たり、積極的に男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動等とを両立することができる環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女平等参画施策に協力するよう努めるものとする。

(積極的格差是正措置)

第8条 市は、男女平等参画の推進のため、市民、教育関係者及び事業者と協力して積極的格差是正措置を講じ、男女平等参画社会の実現に努めるものとする。

(市民等との協働及び活動の推進)

第9条 市は、男女平等参画を推進する活動を促進するため、市民、教育関係者及び事業者との協働を図るとともに、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性別等による権利侵害の禁止)

第10条 すべての人は、社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず性別及び性的指向を理由とする権利侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

2 すべての人は、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 すべての人は、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 すべての人は、性同一性障害を有すること又は先天的に身体上の性別が不明瞭であることにより人権侵害を行ってはならない。

(公衆に表示する情報への配慮)

第11条 すべての人は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担を助長する表現、異性に対する暴力的行為を助長する表現その他人権を侵害する性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(せんなん男女平等参画プラン)

第12条 市長は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、せんなん男女平等参画プランを定めなければならない。

2 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定するに当たり、第20条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くとともに、市民、教育関係者及び事業者の意見を反映させなければならない。

3 市長は、せんなん男女平等参画プランを策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、せんなん男女平等参画プランの変更について準用する。

5 市長は、毎年度、せんなん男女平等参画プランの実施状況等を公表しなければならない。

6 せんなん男女平等参画プランは、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定による市町村男女共同参画計画とする。

(附属機関等における委員の構成)

第13条 市は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満にならないよう努めなければならない。

(施策の策定に当たっての配慮)

第14条 市は、男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に努めなければならない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第15条 市は、男女平等参画に関する市民等の理解を深めるため、広報活動、意識の啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等参画施策の策定に必要な事項について調査研究を行うとともに、その成果を公表し、男女平等参画施策に反映させるものとする。

( 苦情等及び相談の申出 )

第 17 条 市民、教育関係者及び事業者は、市が実施する男女平等参画施策及び男女平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情、又は意見がある場合は、市長に申出をすることができる。

2 市長は、前項の苦情の申出に対し、男女平等参画社会の実現に資するように適切に対応し、処理するものとする。

3 市長は、第 1 項の苦情を処理するに当たり必要があると認めるときは、第 20 条に規定する泉南市男女平等参画審議会の意見を聴くことができるものとする。

4 市民は、男女平等参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合は、市長に対し相談の申出をすることができる。この場合において、市長は、当該相談の申出に対し関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

( 推進体制の整備 )

第 18 条 市は、男女平等参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

( 拠点施設の整備 )

第 19 条 市は、男女平等参画社会の実現に向けた施策を実施するとともに、市民等による男女平等参画の取組を支援するため、総合的な拠点施設の整備及び充実に努めるものとする。

( 男女平等参画審議会 )

第 20 条 本市に泉南市男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

せんなん男女平等参画プランに関し、第 12 条第 2 項（同条第 4 項において準用する場合も含む。）に規定する事項を処理すること。

第 17 条第 1 項の苦情の申出について、同条第 3 項の規定による市長の求めに応じ意見を述べること。

前 2 号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。

3 前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、市長が規則で定める。

( 委任 )

第 2 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の際に現に策定されている男女平等参画社会の推進に関する計画であって、男女平等参画行動計画に相当するものは、第 1 2 条 ( 第 4 項及び第 5 項を除く。 ) の規定により策定され、及び公表されたものとみなす。

( 報酬及び費用弁償条例の一部改正 )

3 報酬及び費用弁償条例 ( 昭和 3 1 年泉南市条例第 2 3 号 ) の一部を次のように改正する。

別表中「総合福祉センター運営協議会委員」の次に次のように加える。

「

泉南市男女平等参画審議会委員	日額 7 , 5 0 0 円
----------------	----------------

」

議案第 1 2 号

## 泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 3 年 1 2 月 7 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

介護保険料の納期を 1 0 期から 1 2 期に変更し、それに伴い所要の措置が必要なため本条例を提案するものである。

## 泉南市介護保険条例の一部を改正する条例

泉南市介護保険条例（平成12年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「6月」を「4月」に改め、同条第2項中「場合については、同項の規定にかかわらず、市長は、別に納期を」を「第1号被保険者に係る納期は、市長が別に」に改め、「おける納期の通知については、納付通知書の送達をもって代えるものとする。」を「おいて、市長は、当該第1号被保険者に対しその納期を通知しなければならない。」に改める。

第13条を第15条とし、第8条から第12条までを2条ずつ繰り下げる。

第7条第2項中「閏」を「うるう」に改め、同条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

（普通徴収の特例）

第5条 保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第1号被保険者について、その者の前々年の合計所得金額に基づき算定した保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料の額が当該年度分の保険料の額に満たないこととなるときは当該年度分の保険料の額が確定した日以後においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険料が当該年度分の保険料の額を超えることとなるときはその過納額を還付する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

- 第6条 前条第1項の規定により保険料を賦課した場合において、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料の額について、納入の通知の交付を受けた日から30日以内に市長に同項の規定により徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料の額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料の額を修正しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の泉南市介護保険条例第3条、第5条及び第6条の規定は、平成24年度分の保険料から適用し、平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 13 号

## 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 23 年 12 月 7 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

平成 23 年 10 月 13 日に市長に提出された泉南市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、本市国民健康保険税賦課応能部分資産割について廃止するにあたり所要の措置を講じる必要があるため、本条例を提案するものである。

## 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額並びに被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額」に、「400,000円」を「430,000円」に改め、同条第3項中「及び資産割額並びに被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額」に、「100,000円」を「110,000円」に改め、同条第4項中「及び資産割額並びに被保険者均等割額」を「、被保険者均等割額」に、「80,000円」を「90,000円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.2」を「100分の8.95」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第5条の2第1号中「第7条の3」を「第7条の2」に改め、同条を第5条とする。

第6条中「100分の7.2」を「100分の2.35」に改める。

第7条を削り、第7条の2を第7条とし、第7条の3を第7条の2とする。

第8条中「100分の2.0」を「100分の2.2」に改める。

第9条を削り、第9条の2を第9条とし、第9条の3を第9条の2とする。

第23条第1項中「400,000円」を「430,000円」に、「100,000円」を「110,000円」に、「80,000円」を「90,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 14 号

## 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 23 年 12 月 7 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

### 提案理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直す間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

## 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第 1 条 泉南市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年泉南市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 3 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 2 条 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 2 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

平成 23 年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第 3 号）

平成 23 年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 160,679 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,617,406 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 23 年 12 月 7 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(9) 地方特例交付金		132,800	21,396	111,404
	1) 地方特例交付金	132,800	21,396	111,404
(10) 地方交付税		2,407,880	181,248	2,589,128
	1) 地方交付税	2,407,880	181,248	2,589,128
(14) 国庫支出金		3,785,597	134,127	3,651,470
	1) 国庫負担金	3,561,475	128,320	3,433,155
	2) 国庫補助金	205,466	6,467	198,999
	3) 国庫委託金	18,656	660	19,316
(15) 府支出金		1,526,428	5,621	1,520,807
	1) 府負担金	900,892	5,295	906,187
	2) 府補助金	504,647	10,916	493,731
(18) 繰入金		303,018	286,835	16,183
	1) 基金繰入金	300,173	286,835	13,338
(19) 諸収入		251,562	30,746	282,308
	6) 雑入	238,946	30,746	269,692

款	項	補正前の額	補正額	計
(20)市債		1,624,100	75,306	1,699,406
	1)市債	1,624,100	75,306	1,699,406
歳入合計		20,778,085	160,679	20,617,406

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,311,291	41,912	2,269,379
	1) 総務管理費	1,756,097	37,975	1,718,122
	2) 徴税費	276,843	1,200	275,643
	4) 選挙費	68,363	2,737	65,626
(3) 民生費		9,415,935	113,139	9,302,796
	1) 社会福祉費	2,249,422	9,065	2,258,487
	2) 児童福祉費	3,638,670	188,860	3,449,810
	3) 生活保護費	2,173,041	52,619	2,225,660
	4) 国民健康保険費	705,412	14,037	719,449
(5) 農林水産業費		152,302	1,270	153,572
	1) 農業費	142,907	1,270	144,177
(9) 教育費		1,712,595	7,000	1,705,595
	4) 幼稚園費	406,060	7,000	399,060
(11) 諸支出金		653,532	102	653,634
	9) 雑支出	120,200	102	120,302
歳 出	合 計	20,778,085	160,679	20,617,406

第2表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
民間保育所整備事業 (平成23年度)	平成23年度～ 平成24年度	170,050千円

第3表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
臨時財政対策債	千円 1,100,000	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	年%以内  6	(ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については当該見直し後の利率)	千円 1,175,306	補正前と同じ	年%以内	補正前と同じ

政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

平成 2 3 年 度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

# 歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
9	地方特例交付金	132,800	21,396	111,404			
(1)	地方特例交付金	132,800	21,396	111,404			
	1) 地方特例交付金	132,800	21,396	111,404	1. 地方特例交付金	21,396	減収補てん特例交付金 2,727 児童手当及び子ども手当特例交付金 18,669
10	地方交付税	2,407,880	181,248	2,589,128			
(1)	地方交付税	2,407,880	181,248	2,589,128			
	1) 地方交付税	2,407,880	181,248	2,589,128	1. 地方交付税	181,248	
14	国庫支出金	3,785,597	134,127	3,651,470			
(1)	国庫負担金	3,561,475	128,320	3,433,155			
	1) 民生費負担金	3,561,475	128,320	3,433,155	3. 子ども手当負担金	172,871	被用者分 52,503 非被用者分 34,886 被用者小学校修了前分 39,598 非被用者小学校修了前分 4,049 中学校修了前分 41,835
					5. 生活保護費負担金	39,464	
					6. 保険基盤安定負担金	2,013	
					7. 障害者自立支援給付費負担金	7,100	
(2)	国庫補助金	205,466	6,467	198,999			

款 14 国庫支出金      項 2 国庫補助金

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	2) 民生費補助金	108,520	4,134	104,386	3. 母子家庭等対策総合支援事業費補助金	4,134	高等技能訓練促進費事業費補助金
	5) 教育費補助金	35,917	2,333	33,584	1. 幼稚園就園奨励費補助金	2,333	私立分
(3) 国庫委託金		18,656	660	19,316			
	2) 民生費委託金	17,458	660	18,118	3. 子ども手当事務取扱交付金	660	
15 府支出金		1,526,428	5,621	1,520,807			
(1) 府負担金		900,892	5,295	906,187			
	1) 民生費負担金	879,941	5,295	885,236	6. 保険基盤安定負担金	1,745	
					7. 障害者自立支援給付費負担金	3,550	
(2) 府補助金		504,647	10,916	493,731			
	2) 民生費補助金	358,703	10,916	347,787	6. 障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業補助金	3,235	
					12. 地域福祉・子育て支援交付金	381	
					13. 安心子ども基金事業補助金	8,062	

18 繰入金		303,018	286,835	16,183			
(1) 基金繰入金		300,173	286,835	13,338			
	1) 公共施設整備基金繰入金	66,000	66,000	0	1. 公共施設整備基金繰入金	66,000	
	2) 公債費管理基金繰入金	220,835	220,835	0	1. 公債費管理基金繰入金	220,835	
19 諸収入		251,562	30,746	282,308			
(6) 雑収入		238,946	30,746	269,692			
	1) 雑収入	238,936	1,270	240,206	14. 雑収入	1,270	花卉団地水道使用料
	2) 過年度収入	10	29,476	29,486	1. 過年度収入	29,476	平成22年度児童福祉費国庫負担金 454 平成22年度児童福祉費府費負担金 227 平成22年度子ども手当国庫負担金 417 平成22年度生活保護費国庫負担金 28,378
20 市債		1,624,100	75,306	1,699,406			
(1) 市債		1,624,100	75,306	1,699,406			
	3) 臨時財政対策債	1,100,000	75,306	1,175,306	1. 臨時財政対策債	75,306	
歳入合計		20,778,085	160,679	20,617,406			

款 20 市 債 項 1 市 債 目 3 臨時財政対策債

歳 出

款 2 総務費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,311,291	41,912	2,269,379		41,912		
( 1)総務管理費	1,756,097	37,975	1,718,122		37,975		
10)情報管理費	193,399	37,975	155,424		37,975		
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	37,975		139,600
[ 4]泉南市行政LAN事業	91,381	37,975	53,406		37,975	情報管理課	
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	37,975	行政LANシステム委託料	75,648
( 2)徴 税 費	276,843	1,200	275,643		1,200		
1)賦 課 費	158,118	1,200	156,918		1,200		
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	1,200		33,695
[ 2]市税賦課事務事業	50,767	1,200	49,567		1,200	税務課	
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	1,200	航空写真撮影業務委託料 評価基図作成業務委託料	745 455
( 4)選 挙 費	68,363	2,737	65,626		2,737		
5)農業委員会委員 一般選挙費	2,773	2,737	36		2,737		
				節 区 分	金 額		
				1.報 酬	623		637
				3.職員手当等	1,645		1,656
				11.需用費	250		260
				12.役務費	188		189
				14.使用料及び賃借料	31		31

[ 1]農業委員会委員 一般選挙事業	2,773	2,737	36		2,737	選挙管理委員会事務局	
				節 区 分	金 額		
				1.報 酬	623	投票管理者報酬 150 投票立会人報酬 276 選挙長報酬 13 選挙立会人報酬 115 期日前投票所の投票管理者報酬 69	637
				3.職員手当等	1,645	超勤手当	1,656
				11.需 用 費	250	消耗品費 40 食糧費 107 印刷製本費 103	260
				12.役 務 費	188	郵便料 163 電話料 4 コピーパフォーマンス料 21	189
				14.使用料及び賃借料	31	器具借上料	31
				3 民 生 費	9,415,935	113,139	9,302,796
				国庫支出金 131,794			
				府支出金 5,621			
( 1)社会福祉費	2,249,422	9,065	2,258,487	7,415	1,650		
				国庫支出金 7,100			
				府支出金 315			
8)障害福祉費	1,022,723	9,065	1,031,788	7,415	1,650		
				国庫支出金 7,100			
				府支出金 315			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	3,465		37,715

款 3 民 生 費 項 1 社会福祉費 目 8 障害福祉費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				20.扶 助 費	5,600		877,290
[ 2]一般事務事業	5,914	3,465	9,379	3,465		高齡障害介護課	
				府支出金 3,465			
				[ 障害者自立支援対 策臨時特例基金特 別対策事業補助金 3,465]			
				節 区 分	金 額		
				13.委 託 料	3,465	障害者システム改修委託料	840
[ 4]障害者自立支援 給付事業	790,440	5,600	796,040	3,950	1,650	高齡障害介護課	
				国庫支出金 7,100			
				[ 障害者自立支援給 付費負担金 7,100]			
				府支出金 3,150			
				[ 障害者自立支援給 付費負担金 3,550]			
				[ 障害者自立支援対 策臨時特例基金特 別対策事業補助金 6,700]			
				節 区 分	金 額		
				20.扶 助 費	5,600	旧法施設支援給付費 就労継続支援給付費	8,600 14,200
( 2)児童福祉費	3,638,670	188,860	3,449,810	184,026	4,834		
				国庫支出金 176,345			

				府支出金 7,681			
1)児童福祉総務費	1,717,017	172,211	1,544,806	172,211			
				国庫支出金 172,211			
				節 区 分	金 額		
				11.需用費	270		366
				12.役務費	390		904
				20.扶助費	172,871		1,674,888
[ 2]子ども手当事務事業	2,395	660	3,055	660		生活福祉課	
				国庫支出金 660			
				[子ども手当事務取扱交付金 660]			
				節 区 分	金 額		
				11.需用費	270	消耗品費 100 印刷製本費 170	185
				12.役務費	390	郵便料	858
[ 3]子ども手当事業	1,672,296	172,871	1,499,425	172,871		生活福祉課	
				国庫支出金 172,871			
				[被用者分 52,503]			
				[非被用者分 34,886]			
				[被用者小学校修了前分 39,598]			
				[非被用者小学校修了前分 4,049]			

款 3 民 生 費 項 2 児 童 福 祉 費 目 1 児 童 福 祉 総 務 費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				[中学校修了前分 41,835]			
				節 区 分	金 額		
				20.扶 助 費	172,871	子ども手当費	1,672,296
3)母子福祉費	385,857	19,340	366,517	14,506	4,834		
				国庫支出金 4,134			
				府支出金 10,372			
				節 区 分	金 額		
				20.扶 助 費	19,340		384,067
[ 6]母子高等技能訓練事業	32,994	19,340	13,654	14,506	4,834	生活福祉課	
				国庫支出金 4,134			
				[高等技能訓練促進 費事業費補助金 4,134]			
				府支出金 10,372			
				[安心こども基金事 業補助金 10,372]			
				節 区 分	金 額		
				20.扶 助 費	19,340	高等技能訓練促進費給付金	32,994
6)保育所費	582,184	2,310	584,494	2,310			
				府支出金 2,310			

				節 区 分	金 額		
				13.委託料	2,310		6,094
[ 2]保育事業	149,662	2,310	151,972	2,310		保育子育て支援課	
				府支出金 2,310 [安心こども基金事 業補助金 2,310]			
				節 区 分	金 額		
				13.委託料	2,310	電算委託料	2,294
8)子ども支援セン ター費	103,703	381	104,084	381			
				府支出金 381			
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	381		3,719
[ 2]子ども支援セン ター事業	16,313	381	16,694	381		保育子育て支援課	
				府支出金 381 [地域福祉・子育て 支援交付金 381]			
				節 区 分	金 額		
				18.備品購入費	381	器具購入費	3,719
( 3)生活保護費	2,173,041	52,619	2,225,660	39,464	13,155		
				国庫支出金 39,464			
1)生活保護費	2,173,041	52,619	2,225,660	39,464	13,155		
				国庫支出金 39,464			

款 3 民 生 費 項 3 生活保護費 目 1 生活保護費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				20.扶 助 費	52,619		2,075,500
[ 2]生活保護事業	2,080,923	52,619	2,133,542	39,464	13,155	生活福祉課	
				国庫支出金 39,464			
				[生活保護費負担金 39,464]			
				節 区 分	金 額		
				20.扶 助 費	52,619	生活扶助費 住宅扶助費 医療扶助費	15,352 17,470 50,501
( 4)国民健康保険費	705,412	14,037	719,449	268	14,305		
				国庫支出金 2,013			
				府支出金 1,745			
1)国民健康保険費	705,412	14,037	719,449	268	14,305		
				国庫支出金 2,013			
				府支出金 1,745			
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	14,037		705,412
[ 1]国民健康保険特別会計繰出金事業	705,412	14,037	719,449	268	14,305	健康保険課	
				国庫支出金 2,013			

				[保険基盤安定負担金 2,013]			
				府支出金 1,745			
				[保険基盤安定負担金 1,745]			
				節 区 分	金 額		
				28.繰 出 金	14,037	国民健康保険事業特別会計への繰出金	705,412
5 農林水産業費	152,302	1,270	153,572	1,270			
				諸収入 1,270			
( 1)農 業 費	142,907	1,270	144,177	1,270			
				諸収入 1,270			
6)農業公園費	8,769	1,270	10,039	1,270			
				諸収入 1,270			
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	1,270		2,325
[ 1]農業公園維持管理事業	8,769	1,270	10,039	1,270		農林水産課	
				諸収入 1,270			
				[花卉団地水道使用料 1,270]			
				節 区 分	金 額		
				11.需 用 費	1,270	光熱水費	2,325
9 教 育 費	1,712,595	7,000	1,705,595	2,333	4,667		

款 9 教 育 費

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 2,333			
( 4)幼稚園費	406,060	7,000	399,060	2,333	4,667		
				国庫支出金 2,333			
2)教育振興費	82,534	7,000	75,534	2,333	4,667		
				国庫支出金 2,333			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	7,000		65,840
[ 1]幼稚園就園奨励 費補助金事業	65,711	7,000	58,711	2,333	4,667	学務課	
				国庫支出金 2,333			
				[ 幼稚園就園奨励費 補助金 2,333]			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	7,000	就園奨励費補助金	65,711
1 1 諸支出金	653,532	102	653,634		102		
( 9)雑 支 出	120,200	102	120,302		102		
3)返 還 金	39,039	102	39,141		102		
				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び 割引料	102		39,039
[ 1]国支出金・府支 出金返還金事業	39,039	102	39,141		102	生活福祉課	

				節 区 分	金 額		
				23.償還金、利子及び 割引料	102	母子家庭等対策総合支援事業国庫補助金返還金	39,039
歳 出 合 計	20,778,085	160,679	20,617,406	138,478	22,201		
				国庫支出金 134,127			
				府支出金 5,621			
				諸収入 1,270			

款 11 諸支出金 項 9 雑 支 出 目 3 返 還 金

## 地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当該年度中起債見込額	当該年度末現在高見込額	当該年度中の起債見込額	当該年度末現在高見込額
3 . 臨時財政対策債	1,100,000	7,524,970	1,175,306	7,600,276
(1) 臨時財政対策債	1,100,000	7,524,970	1,175,306	7,600,276
計	1,724,200	22,863,328	1,799,506	22,938,634

## 款 別 現 計 予 算 表

## 1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,647,659		8,647,659	41.9
(2) 地方譲与税	154,500		154,500	0.7
(3) 利子割交付金	41,900		41,900	0.2
(4) 配当割交付金	16,100		16,100	0.1
(5) 株式等譲渡所得割交付金	6,000		6,000	-
(6) 地方消費税交付金	620,700		620,700	3.0
(7) ゴルフ場利用税交付金	53,400		53,400	0.3
(8) 自動車取得税交付金	61,100		61,100	0.3
(9) 地方特例交付金	132,800	21,396	111,404	0.5
(10) 地方交付税	2,407,880	181,248	2,589,128	12.6
(11) 交通安全対策特別交付金	11,766		11,766	0.1
(12) 分担金及び負担金	193,238		193,238	0.9
(13) 使用料及び手数料	383,518		383,518	1.9
(14) 国庫支出金	3,785,597	134,127	3,651,470	17.7
(15) 府支出金	1,526,428	5,621	1,520,807	7.4
(16) 財産収入	33,173		33,173	0.2
(17) 寄 附 金	1,500		1,500	-
(18) 繰 入 金	303,018	286,835	16,183	0.1
(19) 諸 収 入	251,562	30,746	282,308	1.4
(20) 市 債	1,624,100	75,306	1,699,406	8.2
(22) 繰 越 金	522,146		522,146	2.5

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
歳入合計	20,778,085	160,679	20,617,406	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	338,944		338,944	1.6
(2) 総務費	2,311,291	41,912	2,269,379	11.0
(3) 民生費	9,415,935	113,139	9,302,796	45.1
(4) 衛生費	1,506,757		1,506,757	7.3
(5) 農林水産業費	152,302	1,270	153,572	0.7
(6) 商工費	58,644		58,644	0.3
(7) 土木費	1,355,951		1,355,951	6.6
(8) 消防費	796,570		796,570	3.9
(9) 教育費	1,712,595	7,000	1,705,595	8.3
(10) 公債費	2,455,564		2,455,564	11.9
(11) 諸支出金	653,532	102	653,634	3.2
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	20,778,085	160,679	20,617,406	100.0

議案第16号

## 平成23年度大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成23年度大阪府泉南市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,592千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,749,930千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月7日提出

泉南市長 向井通彦

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		2,188,923	1,760	2,190,683
	2)国庫補助金	706,878	1,760	708,638
(6) 府支出金		365,803	1,131	366,934
	2)府補助金	324,377	1,131	325,508
(8) 繰入金		705,412	14,037	719,449
	1)他会計繰入金	705,412	14,037	719,449
(9) 諸収入		428,881	1,336	427,545
	3)雑入	428,621	1,336	427,285
歳入合計		7,734,338	15,592	7,749,930

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 保険給付費		5,043,552	15,592	5,059,144
	1)療養諸費	4,456,289	0	4,456,289
	4)出産育児諸費	78,888	15,200	94,088
	6)精神・結核医療給付費	8,113	392	8,505
歳 出 合 計		7,734,338	15,592	7,749,930

平成 2 3 年度

大阪府泉南市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	2,188,923	1,760	2,190,683			
(2)	国庫補助金	706,878	1,760	708,638			
	2) 出産育児一時金補助金	680	1,760	2,440	1. 出産育児一時金補助金	1,760	
6	府支出金	365,803	1,131	366,934			
(2)	府補助金	324,377	1,131	325,508			
	1) 国保事業助成補助金	8,350	1,131	9,481	1. 事業助成補助金	1,131	
8	繰入金	705,412	14,037	719,449			
(1)	他会計繰入金	705,412	14,037	719,449			
	1) 一般会計繰入金	705,412	14,037	719,449	1. 保険基盤安定繰入金	357	保険税軽減分 3,669 保険者支援分 4,026
					3. 出産育児一時金等繰入金	9,093	
					4. 財政安定化支援事業繰入金	4,839	
					5. その他一般会計繰入金	462	
9	諸収入	428,881	1,336	427,545			

款 9 諸 収 入

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
(3) 雑 入		428,621	1,336	427,285			
	6) 雑 入	420,923	1,336	419,587	1. 雑 入	1,336	
歳 入 合 計		7,734,338	15,592	7,749,930			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 保険給付費	5,043,552	15,592	5,059,144	11,984	3,608		
				国庫支出金 1,760			
				府支出金 1,131			
				繰入金 9,093			
( 1)療養諸費	4,456,289	0	4,456,289	983	983		
				府支出金 983			
1)一般被保険者療養給付費	4,121,518	0	4,121,518	983	983		
				府支出金 983			
[ 1]一般被保険者療養給付費給付事業	4,121,518	0	4,121,518	983	983		
				府支出金 983			
				[事業助成補助金 983]			
( 4)出産育児諸費	78,888	15,200	94,088	10,853	4,347		
				国庫支出金 1,760			
				繰入金 9,093			
1)出産育児一時金	78,880	15,200	94,080	10,853	4,347		
				国庫支出金 1,760			

款 2 保険給付費      項 4 出産育児諸費      目 1 出産育児一時金

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				繰入金 9,093			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	15,200		78,880
[ 1]出産育児一時金 支給事業	78,880	15,200	94,080	10,853	4,347		
				国庫支出金 1,760			
				[ 出産育児一時金補 助金 1,760]			
				繰入金 9,093			
				[ 出産育児一時金等 繰入金 9,093]			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	15,200	出産育児一時金	78,880
( 6)精神・結核医療 給付費	8,113	392	8,505	148	244		
				府支出金 148			
1)精神・結核医療 給付金	8,113	392	8,505	148	244		
				府支出金 148			
				節 区 分	金 額		
				19.負担金、補助及び 交付金	392		8,113

[ 1]精神・結核医療 給付金給付事業	8,113	392	8,505	148	244			
				府支出金 148				
				[事業助成補助金 148]				
				節 区 分	金 額			
				19.負担金、補助及び 交付金	392	精神・結核医療給付金	8,113	
歳 出 合 計	7,734,338	15,592	7,749,930	11,984	3,608			
				国庫支出金 1,760				
				府支出金 1,131				
				繰入金 9,093				

款 2 保険給付費      項 6 精神・結核医療給付費      目 1 精神・結核医療給付金

議案第 17 号

平成 23 年度泉南市水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 23 年度泉南市の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第 2 条 平成 23 年度泉南市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 313,888 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 314,555 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 296,395 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 297,062 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
		既決予定額	補正予定額	計
第 1 款	資本的支出	798,672 千円	667 千円	799,339 千円
第 3 項	国庫補助金返還金	0 千円	667 千円	667 千円

平成 23 年 12 月 7 日提出

泉南市長 向 井 通 彦

平成 2 3 年度泉南市水道事業会計補正予算説明書

資本的支出の補正

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	計	備	考
D	資本的支出			798,672	667	799,339		
	3, 国庫補助金返還金			0	667	667		
		1, 国庫補助金返還金		0	667	667		
			1, 国庫補助金返還金	0	667	667	国庫補助金返還金	667
合 計				798,672	667	799,339		